

令和6年度全国高等学校総合体育大会競技種目別大会に係る
会場設営・撤去業務委託仕様書

1 業務の目的

受注者(以下「乙」という。)は、令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県実行委員会(以下「甲」という。)の指示する必要な仮設物品等(以下「仮設物等」という。)の設営・設備管理・撤去業務を遂行し、円滑な大会運営を図ることを目的とする。

2 業務の内容

主な業務内容は次のとおりとする。(詳細は特記仕様書参照のこと)

- (1) 仮設物等の賃貸借、作製
- (2) 仮設物等の設営・移設、保守・管理及び撤去・処分
- (3) 競技施設の既存常設物の移動及び現有備品の配置換え等
- (4) 仮設物等の撤去後の原状回復
- (5) その他の本業務の実施に必要な業務

3 競技会場

- (1) SAGA サンライズパーク SAGA アリーナ (佐賀市日の出2丁目1番10号)
使用競技：フェンシング、バドミントン、ボクシング
- (2) SAGA サンライズパーク SAGA プラザ (佐賀市日の出1丁目21番15号)
使用競技：少林寺拳法、バドミントン
- (3) 佐賀市立諸富文化会館 (佐賀市諸富町大字富津52番地)
使用競技：バドミントン
- (4) 吉野ヶ里町文化体育館 (佐賀県神埼郡吉野ヶ里町石動2736番地)
使用競技：バドミントン

4 履行期間、設営作業期間、保守管理期間、撤去作業期間、大会期間

(1) 履行期間

契約締結の日から令和6年9月6日(金)まで

(2) 仮設物等の設営作業期間

・フェンシング競技

SAGA サンライズパーク SAGA アリーナ

令和6年7月21日(日)～令和6年7月22日(月)

・少林寺拳法競技

SAGA サンライズパーク SAGA プラザ

令和6年7月23日(火)

- ・バドミントン競技

SAGA サンライズパーク SAGA アリーナ
令和6年7月28日(日)～令和6年7月29日(月)
SAGA サンライズパーク SAGA プラザ
令和6年7月28日(日)～令和6年7月29日(月)
佐賀市立諸富文化会館
令和6年7月28日(日)
吉野ヶ里町文化体育館
令和6年7月29日(月)

- ・ボクシング競技

SAGA サンライズパーク SAGA アリーナ
令和6年8月5日(月)～令和6年8月6日(火)

※ただし、事前作業が必要な場合は、別途、甲と日程調整の上、適切な時期に行うこと。

(3) 保守管理期間

- ・SAGA サンライズパーク SAGA アリーナ
令和6年7月21日(日)～令和6年8月13日(火)
- ・SAGA サンライズパーク SAGA プラザ
令和6年7月23日(火)～令和6年8月3日(土)
- ・佐賀市立諸富文化会館
令和6年7月28日(日)～令和6年8月3日(土)
- ・吉野ヶ里町文化体育館
令和6年7月29日(月)～令和6年8月3日(土)

(4) 仮設物等の撤去作業期間

- ・フェンシング競技
SAGA サンライズパーク SAGA アリーナ
令和6年7月27日(土) 大会終了後
- ・少林寺拳法競技
SAGA サンライズパーク SAGA プラザ
令和6年7月28日(日) 大会終了後

- ・バドミントン競技

SAGA サンライズパーク SAGA アリーナ

令和6年8月4日（日）大会終了後

SAGA サンライズパーク SAGA プラザ

令和6年8月3日（土）競技終了後

佐賀市立諸富文化会館

令和6年8月3日（土）競技終了後

吉野ヶ里町文化体育館

令和6年8月3日（土）競技終了後

- ・ボクシング競技

SAGA サンライズパーク SAGA アリーナ

令和6年8月13日（火）大会終了後～令和6年8月14日（水）

（5）大会期間

- ・フェンシング競技

令和6年7月23日（火）～令和6年7月27日（土）

- ・少林寺拳法競技

令和6年7月26日（金）～令和6年7月28日（日）

- ・バドミントン競技

令和6年7月30日（火）～令和6年8月4日（日）

- ・ボクシング競技

令和6年8月7日（水）～令和6年8月13日（火）

5 法令・条例の遵守

本業務の履行にあたり、法令・条例等を遵守すること。なお、法令・条例等に基づき必要な許認可や有資格者の配置等については、適切に対応すること。

6 仮設物等の仕様等

- （1）各会場における物品の配置は、別紙特記仕様書、各競技会場レイアウト図のとおりとする。また、それ以外に、競技開催及び運営に必要な事項については、甲と協議の上、乙の責任において誠実に履行すること。
- （2）規格欄に指示等がある場合は、当該製品若しくは同等品以上のものを使用すること。なお、やむを得ずに指定された製品以外のものを使用する場合は、事前に甲と協議すること。
- （3）用意する物品はすべて会社名等を明記し、施設備品と区別できるようにすること。
- （4）用意する物品は、錆・傷・汚損等ないものとし、指定された製品を除き統一性を持たせ

ること。なお、甲からの交換の指摘があった物品については直ちに対応すること。

- (5) 仮設物等の設置に関しては、事前に指定管理者立会いのもとで十分な現状確認を行うこと。また、設置後において、指定管理者から異議又は意見があったときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。
- (6) 設営・移転及び撤去業務完了後、速やかに甲に報告し、甲の確認及び指示を受けること。

7 設営・撤去

- (1) 設営については、各競技会場レイアウト図等により行い、甲及び施設管理者と十分協議した上で実施にあたること。また、事前協議や設営にあたり図面等の変更が必要となった場合は、乙が新たに変更後の図面を作成の上、提出すること。
- (2) 仮設物等の設営前には十分な原状確認をすること。既存の状態では設置不可能な場合は、甲及び施設管理者と協議の上、設営可能な状態にして業務を行うこと。
- (3) 甲が手配した備品、消耗品及び会場施設の備品等を使用する場合は、それらの運搬、設置、撤去、返却を行うこと。
- (4) 仮設物等の設置については、雨風対策を万全に施し、倒飛壊が生じないよう確実に固定すると共に、安全対策を実施すること。また、既設物等に固定する場合は、破損のないよう養生すること。
- (5) 同じ会場で並行して作業を行う他の委託業者等がある場合、事前に相互に工程調整を行い、それぞれの作業が期限内に円滑に履行できるようにすること。
- (6) 設営及び撤去により発生した廃棄物等の処理は、関係法令に基づき、乙の責任において適切に行うこと。これに伴う費用は乙の負担とする。
- (7) 大会終了後、仮設物等を撤去し当該会場を原状に回復すること。
- (8) 設営及び撤去業務完了後は速やかに甲に報告し、甲の確認を受けること。
- (9) 乙は当該会場施設管理者から異議又は意見があったときは速やかに甲に報告し、その指示を受けること。
- (10) 乙は、仮設物等の設置開始から撤去完了までの間、仮設物を適宜巡回し、異常の有無を確認すること。異常を確認した場合は適切な対応をとるとともに、軽微なものを除き速やかに甲へ報告すること。
- (11) 資格を要する業務については、有資格者が行うこと。

8 現場管理

乙は、設営着手から撤去終了までの期間、仮設物等の設営及び使用に熟知・熟練し、作業判断を下せる現場責任者及び作業員等を業務場所に常駐させ、甲からの設営、移設等に係る指示への体制を整えること。また、トラブルや事故の無いように十分な安全対策を施し、円滑かつ効率的に業務を遂行すること。

9 保守・管理

- (1) 仮設物等の設営物について、常に使用可能な状態に保守・管理し、必要に応じて移設、修理、交換、補充等を速やかに行うこと。これに伴う費用については、発注者の責めに帰すべき理由によるものを除き、受注者の負担で行うこと。
- (2) 荒天時により、継続して設営が困難であると判断した場合は、発注者と協議の上、速やかに撤去を行い、天候の回復を待って発注者の指示により再度設営をすること。なお、これに伴う費用については、別途協議する。
- (3) 保守・管理に従事する者は、発注者が配布する ID カードを着用すること。

10 安全管理

(1) 安全対策

ア 選手・監督、大会関係者及び一般観覧者の安全を第一とし、競技会場及びその周辺の混雑等を可能な限り予測し、対策を施すこと。また、仮設物等について、事故が発生しないよう安全対策を適切かつ確実に施すとともに、大会期間中においても、適宜巡回して保守管理にあたること。

イ 作業従事者の怪我等がないよう、安全対策に万全を期すこと。

(2) 履行場所の管理

労働者の安全、衛生管理、公害防止及び周辺への配慮を行うこと。

(3) 交通法規の遵守

会場内等に駐車できないときは、乙の責任において適切な駐車場を確保すること。また、運搬車両の最大積載量を厳守し、通行車両・通行人対策等を講じること。

(4) 既存施設等の保護対策

ア 既存施設等に対する保護対策を十分に施し、破壊や汚損を防ぐこと。また、大型車両等による資材の搬入を行う場合は、現地をよく確認し、路面陥没等のないように、十分に養生をすること。

イ 搬入・設営、保守管理及び撤去・処分時に誤って既存施設に損傷を与えた場合、受注者は自己の責任において発注者が指定する期限までに原状復旧すること。なお、自然災害が原因で仮設物等が既存施設に損害を与えた場合も同様とする。

(5) 消防防災・警備対策

大会運営に必要な仮設物等の整備にあたっては、非常口の確保、消防設備の保護、雑踏事故防止、盗難防止、交通事故防止等の消防防災・警備対策に十分配慮すること。また、仮設物には必要に応じ、消火器等の消防設備を設置すること。なお、費用は乙の負担とする。

(6) 緊急対策

仮設物等の倒壊や破損など、緊急事態に即時対応可能な保守・管理体制を整えるとともに、緊急時には甲の指示により直ちに対応すること。

(7) 臨機の措置

乙は、災害、事故の発生が予測される場合など、特に必要と認めるときは、甲の指示を受け、臨機の措置をとること。なお、これに伴う費用については別途協議する。

(8) 損害・事故責任

本件の履行に際し、乙の瑕疵により既設物、仮設物等への破損、紛失又は第三者への事故等が発生した場合は、全て乙の責任とし、甲はいかなる責任も負わないものとする。

また、設営された仮設物等の火災、盗難、破損又はいたずら等による事故については、甲の責めに帰すべき理由によるものを除き、甲は責任を負わないものとする。

(9) 保険

乙は、労働災害保険、施設賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、動産総合保険等業務上必要となる保険に加入すること。

11 官公庁その他関係機関への手続き

本業務の履行に際し、関係法令により必要となる許認可申請、届出等について、関係機関と事前協議を行い、以降の設営業務がスムーズに実施できる環境を整えること。また、官公庁その他関係機関に対する必要な申請等の手続きは、あらかじめ甲へ関係書類等を提示し、承認を得た後、乙がその業務を代行すること。なお、申請等に係る費用（手数料等を含む。）は、乙の負担とする。

12 契約に関する条件等

(1) 再委託

乙は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(2) 業務の履行に関する措置

本業務内容及び業務にあたっての留意事項に反し、再三の指摘にも関わらず改善しない場合は、契約書の定めに基づき、本業務の委託を解除できるものとする。

(3) 秘密の保持

本業務の履行に際し、知りえた秘密を他人に漏えいしてはならない。

13 支払い

委託料の支払いは、全ての業務が終了した後に一括して行うものとし、前払い及び中間払いはしないものとする。

14 その他

この仕様書に定めのない事項、不明な点があった場合については、別途協議し、甲の指示を受け適切に履行すること。

15 提出書類

仕様書の内容に基づき提出する書類は以下のとおりとする。なお、(1)から(4)については契約締結後速やかに提出すること。

- (1) 業務着手届
- (2) 作業工程表（作業計画書）
- (3) 業務主任者選任通知書
- (4) 組織図及び緊急連絡網系統図
- (5) 契約金額内訳書
- (6) 業務完了報告書
- (7) 記録写真（設営前、設営状況、設営後および撤去後がわかるもの）
- (8) その他甲が指示するもの

16 質疑

- | | |
|-------------|--|
| (1) 質疑方法 | 入札等に対する質問書（別紙様式8）を電子メールにて送付 |
| (2) 質問書提出期限 | 令和6年3月25日（月）10:00まで |
| (3) 質疑回答 | 令和6年3月29日（金）17:00までに電子メールにて回答するとともに、質問内容佐賀県及び北部九州総体ホームページに掲載する |

17 問い合わせ先

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59 南館3階

令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県実行委員会事務局

(佐賀県教育委員会事務局 全国高校総体2024推進チーム内) 担当：西

TEL:0952-25-7485 FAX:0952-25-7555